

## 令和3事務年度における 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

### 国際的な脱税及び租税回避への関心の高まり

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、OECDが策定・公表した共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)に基づく非居住者の金融口座情報の交換や税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な脱税及び租税回避に対して、関心が大きく高まっている状況にあります。

G20 や OECD においては、これらの問題に対処するため、各国税務当局間での協力・連携を一層推進していくこととしています。

こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えており、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を通じて、国際的な脱税及び租税回避の把握や防止に取り組んでいきます。

※ 租税条約等に基づく情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を税務当局間で互いに提供する仕組みです。

租税条約等に基づく情報交換には、「自動的情報交換」、「自発的情報交換」及び「要請に基づく情報交換」の3つの類型があり、情報交換事績もこれらの類型に分けています。これらの類型に関する詳細は、国税庁ホームページ「租税条約等に基づく情報交換」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/index.htm>)をご覧ください。

※ 情報交換の重要性に関する国際的認識が高まる中、我が国の情報交換ネットワークは、151 か国・地域に拡大しています。我が国の情報交換ネットワークの現状については、別紙1をご参照ください。

## 1. 自動的情報交換

**国際的な脱税や租税回避行為に対処するため、平成 30 (2018) 事務年度以降、CRS に基づく非居住者の金融口座情報 (CRS 情報) や多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する国別報告書 (CbCR: Country by Country Report) 等を定期的に交換**

➤ CRS 情報の交換

令和 3 事務年度は、日本居住者の CRS 情報約 250 万件 (口座残高約 14 兆円) を 94 か国・地域の外国税務当局から受領し、外国居住者の CRS 情報約 65 万件 (同約 4.9 兆円) を 77 か国・地域の外国税務当局に提供しました。

※ 件数及び口座残高は、令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月の期間に外国税務当局から受領した又は外国税務当局に提供した CRS 情報から集計したものです。

➤ CbCR の交換

外国に最終親会社等がある 2,246 グループの CbCR を 53 か国・地域の外国税務当局から受領し、日本に最終親会社等がある 901 グループの CbCR を 60 か国・地域の外国税務当局に提供しました。

➤ 法定調書情報の交換

法定調書により把握した非居住者等への支払についての情報約 10 万件を外国税務当局から受領し、約 77 万件を外国税務当局に提供しました。

○ CRS 情報・CbCR についての詳細は以下をご覧ください。

- CRS 情報：共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換に関する情報  
(「CRS コーナー」)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>

- CbCR：国別報告事項 (CbCR) の自動的情報交換等に関する情報

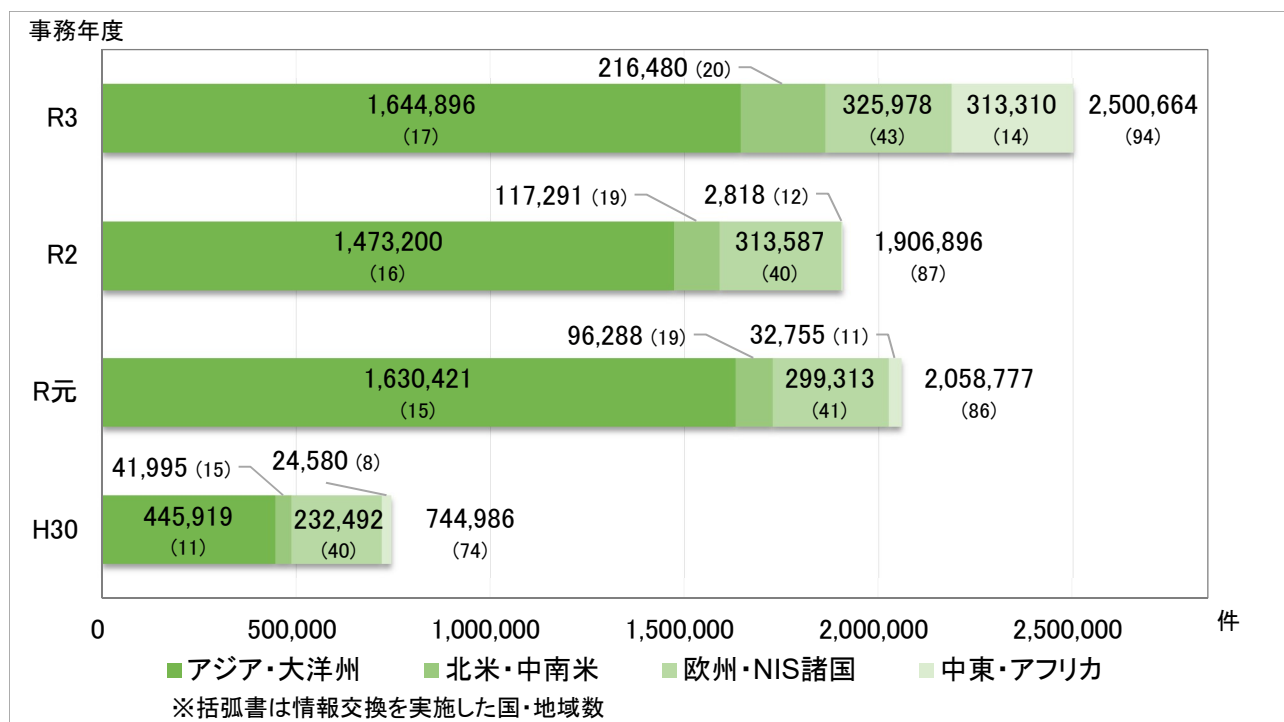
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/001.htm>

○ 諸外国の税務当局から受領する CRS 情報や法定調書情報等は、国外送金等調書・国外財産調書といった各種調書や既に保有している他の資料情報等との分析を通じて、課税上問題があると見込まれる資産や所得の把握などに有効です。また、徴収の分野においても、受領した情報を活用し、外国税務当局への徴収共助の要請等を行っています。

## 1-1 CRS情報の交換

- CRSは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、非居住者の金融口座情報（氏名・住所・口座残高など）を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として、OECDが策定・公表したもので、我が国もこの枠組みに基づき、外国税務当局との間で情報交換を実施しています。

グラフ1 外国税務当局から受領したCRS情報の件数（地域別）の推移



### CRS情報の活用例

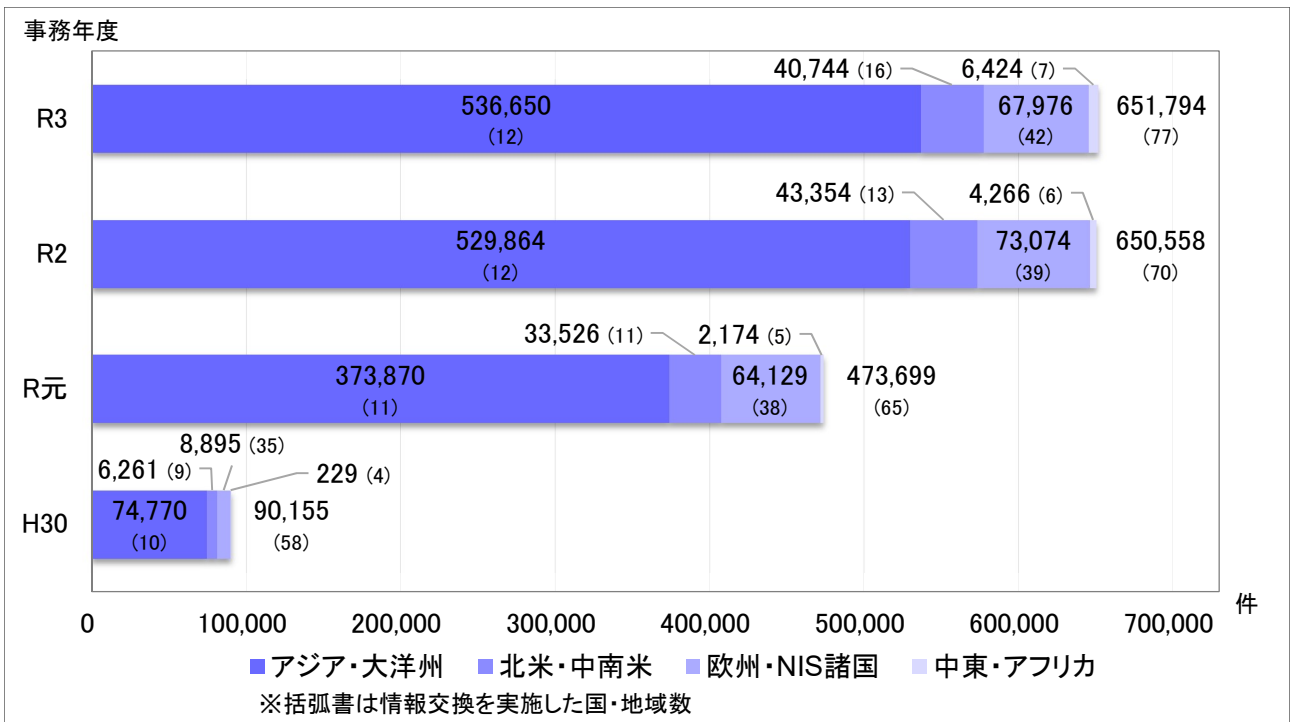
☆ 滞納者Aは、日本に居住しているX国籍の者であり、勤務先の日本法人からの給与収入や報酬等について、確定申告を行ったが、その国税を納付しなかった。

滞納者Aの国内の財産では徴収が不足していたところ、X国から受領したCRS情報から、国内調査では把握していなかった滞納者A名義のX国国内の預金口座を把握した。

そこで、国税庁は、租税条約に基づき、X国の税務当局に対して徴収共助の要請を行った。

その結果、上記預金について、X国税務当局により差押え及び取立てがなされ、徴収することができた。

グラフ2 国税庁から提供した CRS 情報の件数（地域別）の推移

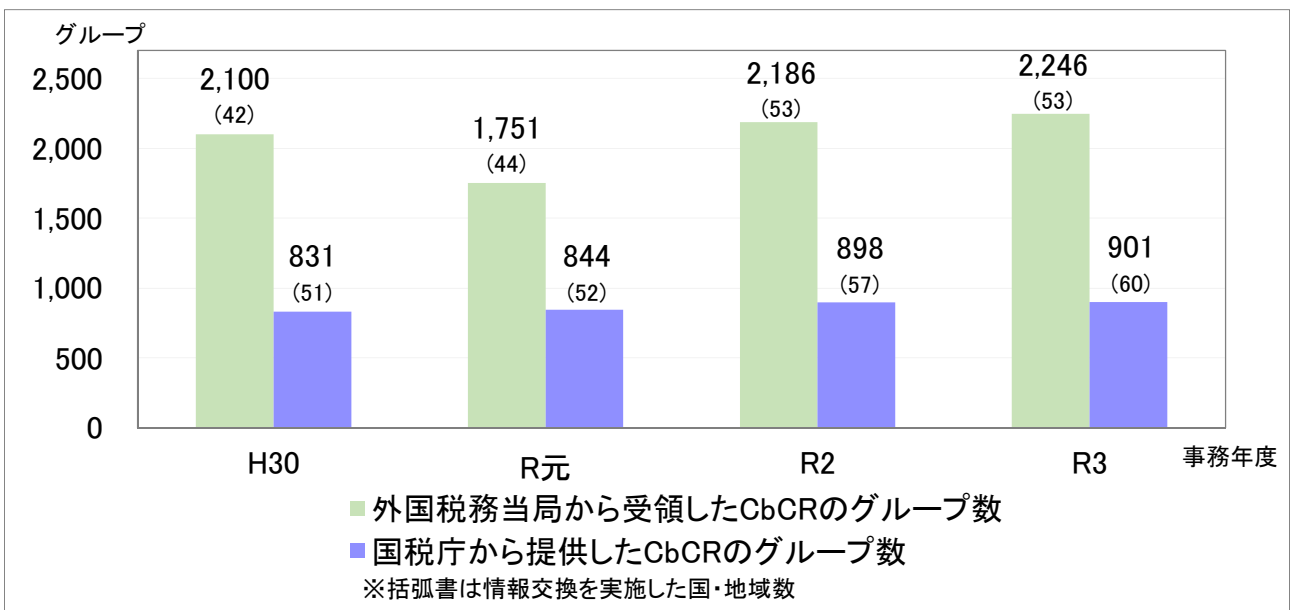


別紙2 CRS に基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

### 1-2 CbCR の交換

- CbCR の交換は、OECD の BEPS プロジェクトの勧告（行動 13「多国籍企業情報の文書化」）に沿って実施されています。CbCR には、多国籍企業グループの事業が行われる国・地域ごとの収入金額や納付税額の配分状況等に関する情報が含まれ、各国税務当局は、移転価格リスク評価に使用しています。

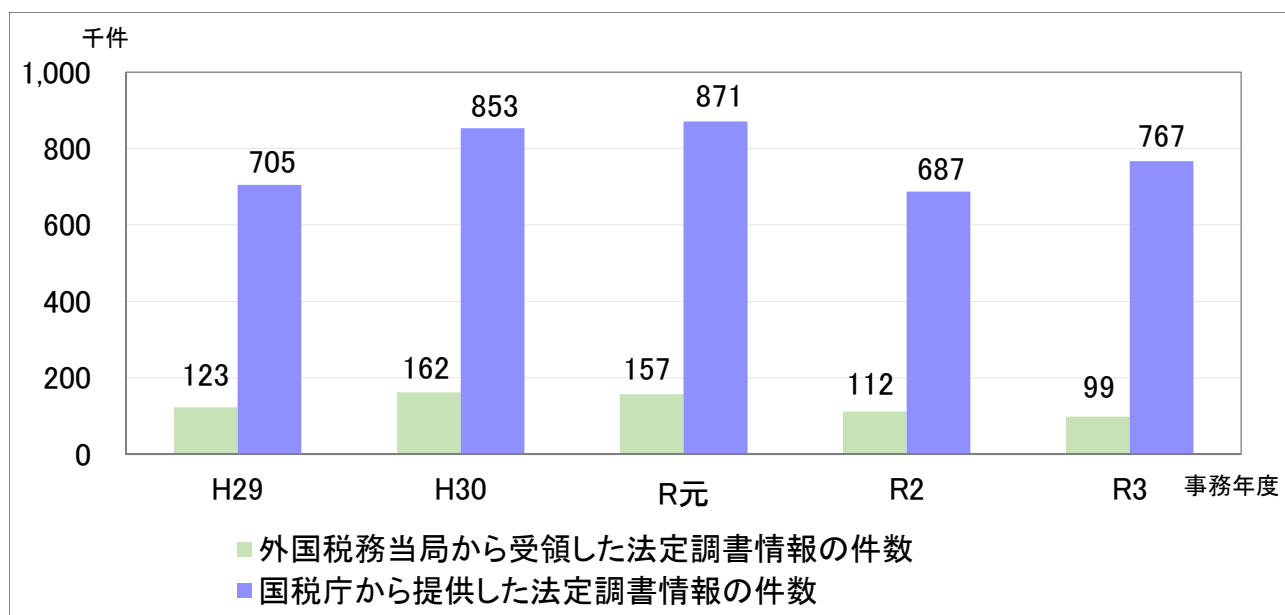
グラフ3 CbCR の交換件数の推移



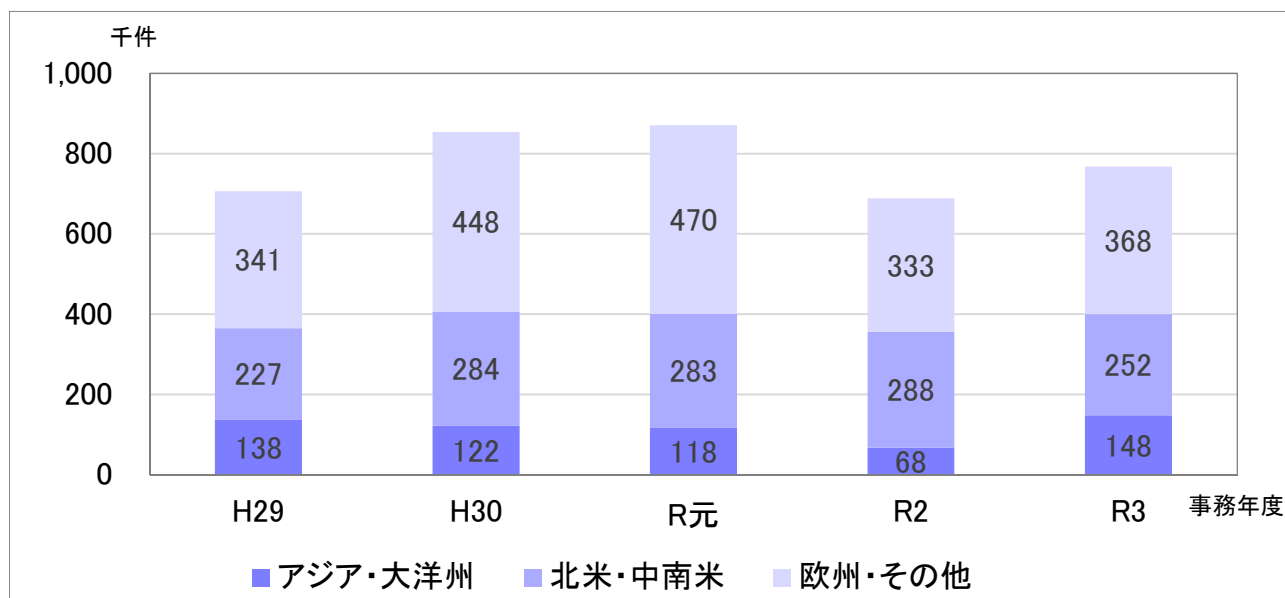
### 1-3 法定調書情報の交換

- 法定調書により把握した非居住者への支払（利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等）についての情報を税務当局間で交換しています。

グラフ4 法定調書情報の交換件数の推移



グラフ5 国税庁から提供した法定調書情報の件数（地域別）の推移

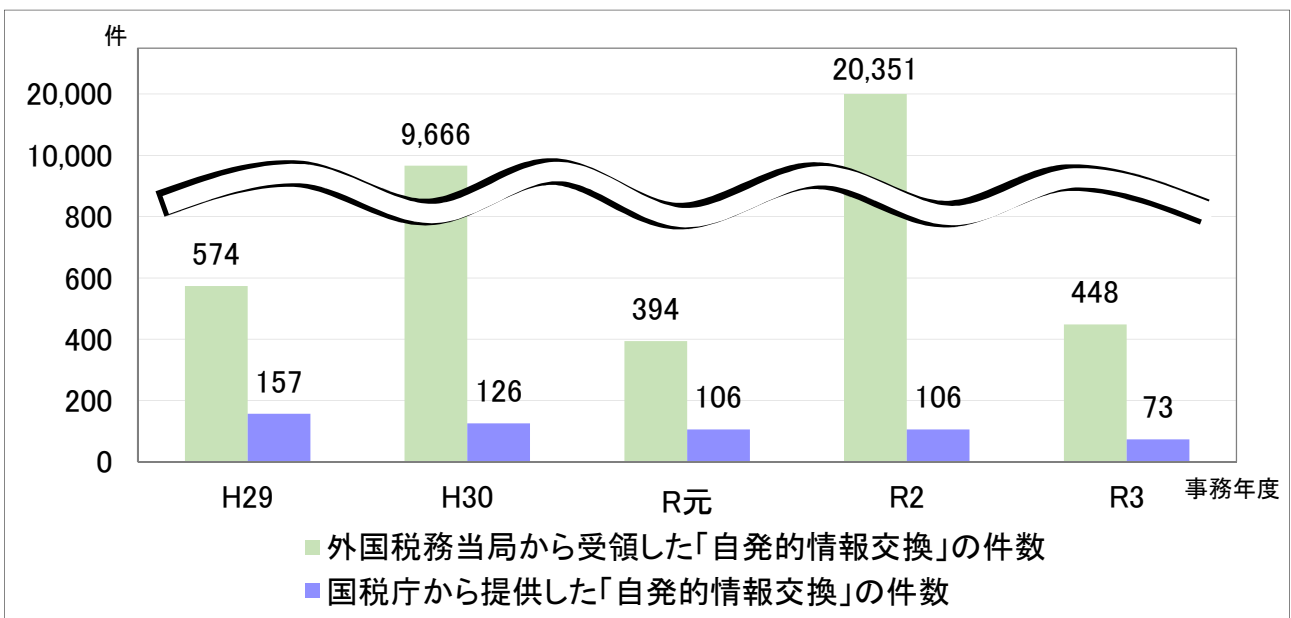


## 2. 自発的情報交換

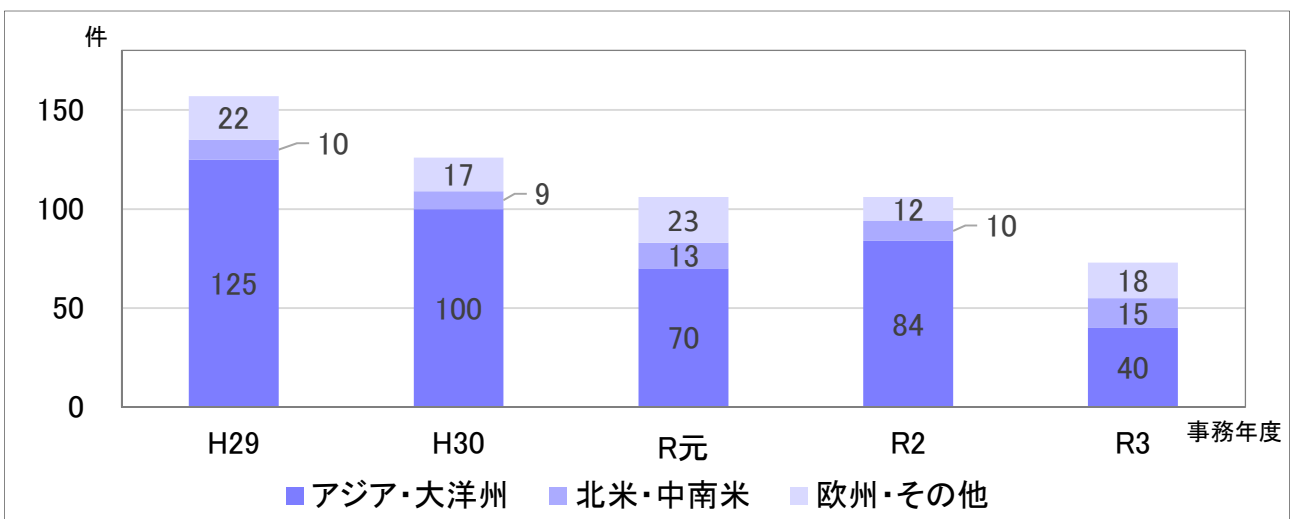
- 「自発的情報交換」は、国際協力の観点から、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で、外国税務当局にとって有益と認められる情報を、自発的に提供するものです。

- 外国税務当局から受領した「自発的情報交換」の件数は448件であり、特定の国から大量の情報を受領した昨事務年度と比較し、大幅に減少しています。
- 国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は73件であり、例年と比べ減少しています。地域別にみると、アジア・大洋州の国・地域への提供が40件と最も多くなっています。

グラフ6 「自発的情報交換」の交換件数の推移



グラフ7 国税庁から提供した「自発的情報交換」の件数（地域別）の推移



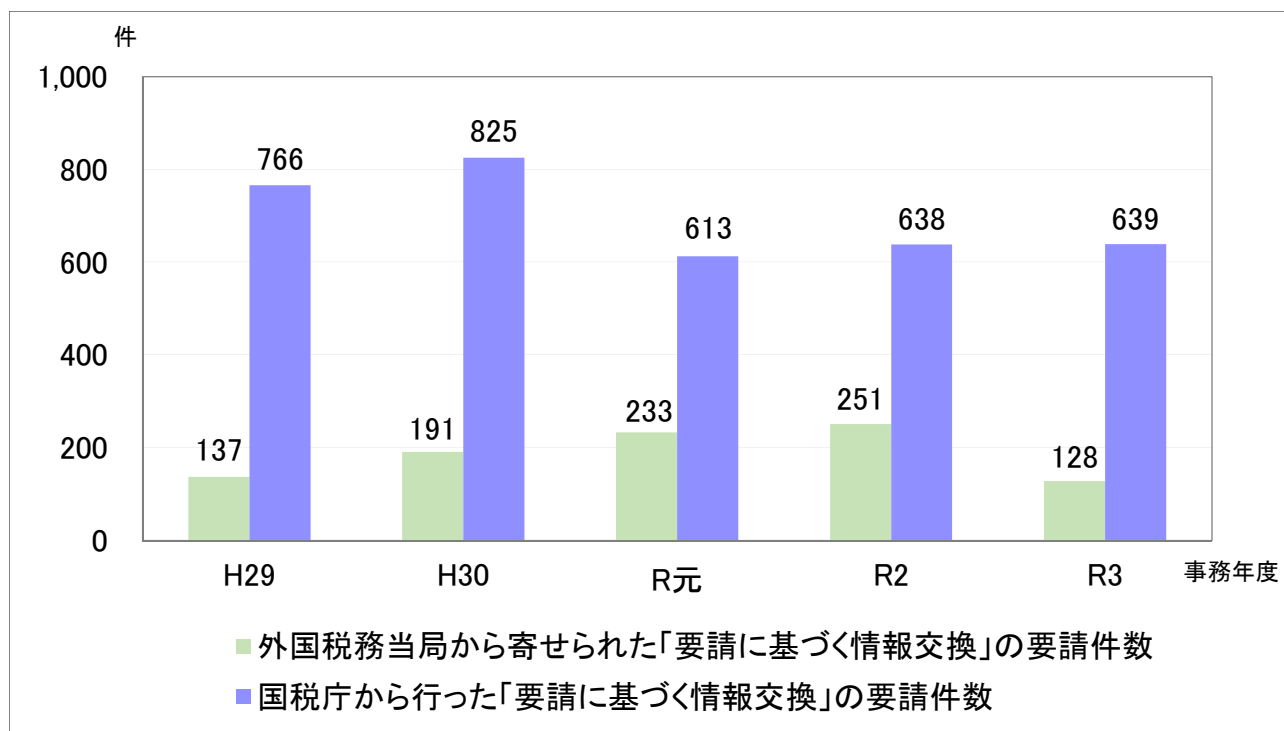
### 3. 要請に基づく情報交換

- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請するものです。国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。
- 外国税務当局から、海外法人の決算書、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書などのほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングして得た情報を入手しています。

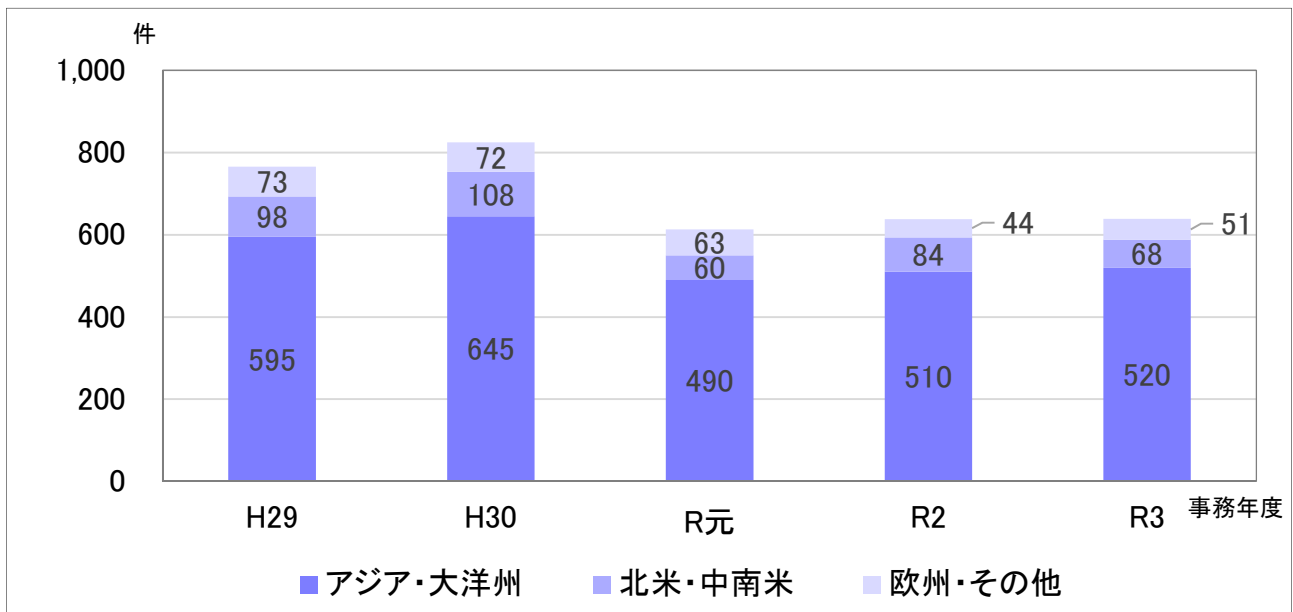
#### 広範な情報交換ネットワークを活かし、「要請に基づく情報交換」を実施

- 国税庁から外国税務当局に行った「要請に基づく情報交換」の件数は 639 件であり、昨事務年度と同程度の水準でした。  
地域別にみると、我が国と経済的関係が強いアジア・大洋州の国・地域向けの要請が 520 件となり、約 8 割を占めています。
- 外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の件数は 128 件であり、昨事務年度までの増加傾向から転じて減少しました。

グラフ8 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移



グラフ9 国税庁から行った「要請に基づく情報交換」の要請件数（地域別）の推移



「要請に基づく情報交換」の活用例

☆ 内国法人 B は、日本国内で仕入れた宝石類を Y 国に輸出し、Y 国に所在する取引先の法人へ販売することで、輸出売上を計上し、仕入に係る多額の消費税の還付申告を行っていた。

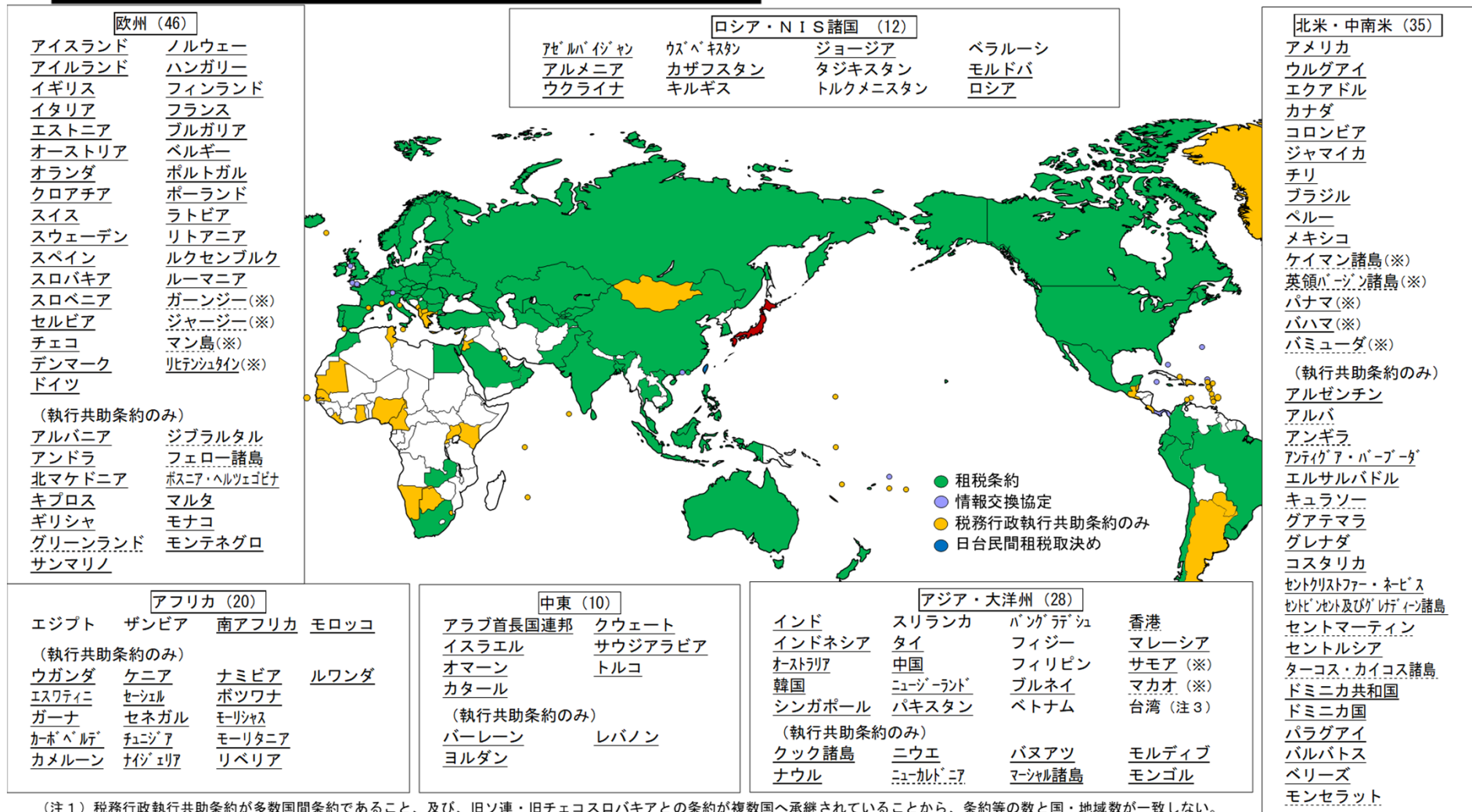
内国法人 B の調査において、取引資料に不審点があったため、Y 国税務当局に、取引先の法人の経理処理等が分かる資料の提供を要請した。

その結果、当該取引は実在しないことが判明し、内国法人 B が架空仕入及び架空売上を計上し、不正に消費税の還付申告を行っていた事実を把握した。



# 我が国の租税条約ネットワーク

財務省  
《84 条約等、151 か国・地域適用／2023 年 1 月 1 日現在》(注1)(注2)



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

- ・租税条約(二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約): 71本、79か国・地域
- ・情報交換協定(租税に関する情報交換を主たる内容とする条約): 11本、11か国・地域(図中、(※)で表示)
- ・税務行政執行共助条約: 締約国は我が国を除いて120か国(図中、国名に下線)。適用拡張により138か国・地域に適用(図中、適用拡張地域名に点線)。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は60か国・地域。

・日台民間租税取決め: 1本、1地域

(注3) 台湾については、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ改称されている。)

# CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

別紙2

(令和5年(2023年)1月1日現在)

2017年に初回交換(49か国・地域)		2018年に初回交換(51か国・地域)		2019年に初回交換(2か国・地域)	初回交換時期未定(43か国・地域)	
アイスランド	セーシェル	アゼルバイジャン	(中)マカオ*	ガーナ	アルジェリア	フィリピン
アイルランド	大韓民国	アラブ首長国連邦*	チリ	クウェート*	アルメニア	ブルキナファソ
アルゼンチン	チェコ	アンティグア・バーブーダ	(丁)グリーンランド	2020年に初回交換(4か国・地域)		ウズベキスタン
イタリア	デンマーク	アンドラ	ドミニカ国*	オマーン*	エジプト	ベトナム
インド	(丁)フェロー諸島	イスラエル	トリニダード・トバゴ	ナイジェリア	エスワティニ	ベナン
英国	ドイツ	インドネシア	トルコ	(仏)ニューカレドニア*	エルサルバドル	ペラルーシ
(英)アンギラ*	ノルウェー	ウルグアイ	ナウル*	ペルー	カーボベルデ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
(英)英領バージン諸島*	ハンガリー	オーストラリア	ニウエ	2021年に初回交換(3か国・地域)		ボツワナ
(英)ガーンジー	フィンランド	オーストリア	日本	アルバニア	ガイアナ	ホンジュラス
(英)ケイマン諸島*	フランス	(蘭)アルバ*	ニュージーランド	エクアドル	ガボン	マダガスカル
(英)ジブラルタル	ブルガリア*	(蘭)キュラソー	パキスタン	カザフスタン	カメルーン	マリ
(英)ジャージー	ベルギー	(蘭)セントマーティン*	パナマ	2022年に初回交換(3か国・地域)		モーリタニア
(英)ターコス・カイコス諸島*	ポーランド	カタール*	バヌアツ*	ケニア	カンボジア	モンゴル
(英)バミューダ*	ポルトガル	カナダ	バハマ*	ジャマイカ	北マケドニア	リベリア
(英)マン島	マルタ	クック諸島	バルバドス	モルディブ	ギニア	レソト
(英)モンセラット*	南アフリカ共和国	グレナダ	バーレーン*	2023年以降に初回交換(10か国・地域)		
エストニア	メキシコ	コスタリカ*	ブラジル	ウガンダ(2023)	グアテマラ	
オランダ	ラトビア	サウジアラビア	ブルネイ・ダルサラーム*	タイ(2023)	コートジボワール	
キプロス	リトアニア	サモア*	ベリーズ*	モルドバ(2023)	コンゴ共和国	
ギリシャ	リヒテンシュタイン	シンガポール	マーシャル諸島*	モンテネグロ(2023)	ジブチ	
クロアチア	ルーマニア*	スイス	マレーシア	ヨルダン(2023)	セネガル	
コロンビア	ルクセンブルク	セントクリストファー・ネビス*	モナコ	ウクライナ(2024)	セルビア	
サンマリノ		セントビンセント及びグレナディーン諸島*	モーリシャス	ジョージア(2024)	タンザニア	
スウェーデン		セントルシア	レバノン*	チュニジア(2024)	チャド	
スペイン		中華人民共和国	ロシア	ルワンダ(2024)	トーゴ	
スロバキア		(中)香港		モロッコ(2025)	ドミニカ共和国	
スロベニア					ナミビア	
					ニジェール	
					ハイチ	
					パプアニューギニア	
					パラオ	
					バラグアイ	

(注)1 下線は日本との間におけるCRSに基づく自動的情報交換の実施対象国・地域(108か国・地域)。

2 \*は日本からCRS情報の提供を行わない国・地域(29か国・地域)である。

別 添

令和4事務年度における CRS 情報の受領・提供の状況

(令和4年12月31日時点)

令和4事務年度は、令和4年12月31日までに、日本居住者の CRS 情報約 257 万件を 95 か国・地域の外国税務当局から受領し、外国居住者の CRS 情報約 53 万件を 76 か国・地域の外国税務当局に提供しました。

※ 件数は、令和4年7月～同年12月の期間に外国税務当局から受領した又は外国税務当局に提供した CRS 情報から集計したものです。

(令和4年7月～令和4年12月)

	受領		提供	
	国・地域数	口座数 (件)	国・地域数	口座数 (件)
アジア・大洋州	18	1,830,219	13	399,220
北米・中南米	22	169,486	16	43,269
欧州・NIS諸国	42	292,997	39	77,302
中東・アフリカ	13	280,433	8	7,311
合計	95	2,573,135	76	527,102

# CRS情報の地域別 受領・提供 口座数

(令和4年7月～令和4年12月)

## 欧州・NIS諸国 (45)

アイスランド	(英)ジブラルタル	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア
アイルランド	(英)ジャージー	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン
アゼルバイジャン	(英)マン島	サンマリノ	(丁)グリーンランド	ベルギー	ルーマニア
アルバニア	エストニア	スイス	(丁)フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アンドラ	オーストリア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
イタリア	オランダ	スペイン	ノルウェー	マルタ	
英国	カザフスタン	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
(英)ガーンジー	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	

## 北米・中南米 (30)

アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
(英)アンギラ
(英)英領バージン諸島
(英)ケイマン諸島
(英)ターコス・カイコス諸島
(英)バミューダ
(英)モンセラット
エクアドル
カナダ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
ジャマイカ
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
ドミニカ国
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ペリズ
ペルー
メキシコ
(蘭)アルバ
(蘭)キュラソー
(蘭)セントマーティン

**欧州・NIS諸国**  
 受領: 292,997 (42)  
 提供: 77,302 (39)

**北米・中南米**  
 受領: 169,486 (22)  
 提供: 43,269 (16)

**中東・アフリカ**  
 受領: 280,433 (13)  
 提供: 7,311 (8)

**アジア・大洋州**  
 受領: 1,830,219 (18)  
 提供: 399,220 (13)

## 中東・アフリカ (14)

アラブ首長国連邦
イスラエル
オマーン
カタール
ガーナ
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
トルコ
ナイジェリア
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

## アジア・大洋州 (20)

インド	サモア	中華人民共和国	ニュージーランド	ブルネイ・ダルサラーム
インドネシア	シンガポール	(中)香港	パキスタン	マーシャル諸島
オーストラリア	大韓民国	(中)マカオ	パナマツ	マレーシア
クック諸島	台湾	ナウル	(仏)ニューカレドニア	モルディブ

(注) エリア表示欄の赤字は交換実施可能国・地域数、「受領」「提供」欄の括弧書は交換実施国・地域数を示す。

